

現 行	改 正 後
<p>1 - 7 - 4 「その他の付随業務」の取扱いについて</p> <p>銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（ 1 ） 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M & A に関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれら業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p>	<p>1 - 7 - 4 「その他の付随業務」の取扱いについて</p> <p>銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（ 1 ） 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M & A に関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p><u>（注 1）これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスをし、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>（注 2）個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p><u>（注）個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっ</u></p>

現 行	改 正 後
<p>提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（事務ガイドライン 1 - 7 - 2（6）を参照のこと）。</p> <p>（2） 上記（1）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第 12 条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>当該業務が法第 10 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものか。</p>	<p><u>ては、投資顧問業法に規定する投資顧問業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</u></p> <p>提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの行員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（事務ガイドライン 1 - 7 - 2（6）を参照のこと）。</p> <p>（2） <u>銀行が、従来から実施することを認められてきた電子マネー（オンラインデビットにおける電子カードを含む。）の発行に係る業務については、発行見合資金の管理等、利用者保護に十分配慮した対応となっていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</u></p> <p>（3） 上記（1）及び（2）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第 12 条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。</p> <p>当該業務が法第 10 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる業務に準ずるか。</p> <p>当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものか。</p>

現 行	改 正 後
<p>当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</p> <p>(注) リストラにより、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 市場状況等からみて短期の売却等処分が困難で、将来の売却等を想定した一時的な運用であることが明らかであること、 ロ 同不動産に対する投資等が修繕に止まること、 ハ 行内の業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと、 ニ 全国的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと、 <p>などの要件が満たされることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>1 - 13 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項について</p> <p>産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）の記載事項につい</p>	<p>当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</p> <p>銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</p> <p>(注) リストラにより、営業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 市場状況等からみて短期の売却等処分が困難で、将来の売却等を想定した一時的な運用であることが明らかであること、 ロ 同不動産に対する投資等が修繕に止まること、 ハ 行内の業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと、 ニ 全国的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと、 <p>などの要件が満たされることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>1 - 13 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項について</p> <p>産業活力再生特別措置法（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）<u>共同事業再編に関</u></p>

現 行	改 正 後
<p>ては、金融機関の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>1 - 13 - 1 産活法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法告示第 6 条、第 8 条、第 9 条の事業革新の定義について</p> <p>(1) 告示第 6 条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の 1 % 以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の業務収益（資金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益）の合計額がすべての事業の業務収益の 1 % 以上となる場合をいう。</p> <p>(2) 告示第 8 条の「当該役務に係る 1 単位当たりの販売費が 5 % 以上低減される場合」は、例えば、業務収益又は業務粗利益の 1 単位当たりの経費が 5 % 以上低減される場合をいう。</p> <p>(3) 告示第 9 条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去 3 事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を 5 以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率</p>	<p>する計画（以下「<u>共同事業再編計画</u>」という。）<u>経営資源再活用に関する計画</u>（以下「<u>経営資源再活用計画</u>」という。）及び<u>事業革新設備の導入に関する計画</u>（以下「<u>事業革新設備導入計画</u>」という。）の記載事項については、金融機関の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>1 - 13 - 1 産活法第 2 条第 2 項第 2 号及び<u>産活法の施行に係る指針</u>（以下「<u>施行指針</u>」という。）第 6 条、第 8 条、第 9 条の事業革新の定義について</p> <p>(1) <u>施行指針</u>第 6 条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の 1 % 以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の業務収益（資金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益）の合計額がすべての事業の業務収益の 1 % 以上となる場合をいう。</p> <p>(2) <u>施行指針</u>第 8 条の「当該役務に係る 1 単位当たりの販売費が 5 % 以上低減される場合」は、例えば、業務収益又は業務粗利益の 1 単位当たりの経費が 5 % 以上低減される場合をいう。</p> <p>(3) <u>施行指針</u>第 9 条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去 3 事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を 5 以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸</p>

現 行	改 正 後
<p>を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。</p> <p>1 - 13 - 2 産活法第3条第6項第1号及び同法告示第11条の事業再構築の認定の基準について</p> <p>(1) 告示第11条第1項第1号の「自己資本当期純利益率（当期純利益金額を自己資本の額で除したものを百分率で表した値）が2以上上昇する」場合は、例えば、自己資本当期利益率が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>(2) 告示第11条第1項第2号の「有形固定資産回転率（売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値）が5%以上上昇する」場合は、例えば、業務収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p> <p>(3) 告示第11条第1項第3号の「従業員1人当たりの付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する」場合は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額（業務純益、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する場合をいう。</p>	<p>び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。</p> <p>1 - 13 - 2 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二.ロ.の事業再構築の認定の基準について</p> <p>(1) 基本指針二.ロ.1.の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率 - 事業再構築開始前の自己資本当期純利益率 2」は、例えば、自己資本当期利益率が2以上上昇する場合をいう。</p> <p>(2) 基本指針二.ロ.1.の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率) × 100 105」は、例えば、業務収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p> <p>(3) 基本指針二.ロ.1.の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額) × 100 106」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額（業務純益、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する場合をいう。</p>

現 行	改 正 後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>1 - 13 - 3 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一．八．2．の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義について</u></p> <p><u>(1) 基本指針一．八．2．(イ)の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</u></p> <p><u>(2) 基本指針一．八．2．(ロ)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</u></p> <p><u>1 - 13 - 4 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三．ロ．の過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義について</u></p> <p><u>基本指針三．ロ．3．の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</u></p> <p><u>1 - 13 - 5 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三．八．の共同事業再編の認定の基準について</u></p> <p><u>(1) 基本指針三．八．1．の「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</u></p> <p><u>(2) 基本指針三．八．2．については、1 - 13 - 2 (2)を準用する。</u></p>

金融監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - 第一分冊：預金取扱い金融機関関係（7/7）

現 行	改 正 後
	<p data-bbox="1133 300 2078 379">1 - 13 - 6 <u>産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四．ロ．の経営資源再活用の認定の基準について</u></p> <p data-bbox="1182 443 2078 523"><u>基本指針四．ロ．1．、2．及び3．については、それぞれ1 - 13 - 5（1）、1 - 13 - 2（2）及び1 - 13 - 2（3）を準用する。</u></p>